

国分寺東小学校「いじめ防止基本方針」

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

【平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より】

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組み、児童一人一人が健やかに成長していくことができる環境づくりに努め、心豊かでたくましい子どもの育成を目指す。

【いじめの基本認識】

- ・「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」との認識をもつ
- ・「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」との認識をもつ
- ・「いじめの未然防止は、すべての学校・教職員の重要課題」と捉える

2 学校いじめ防止等対策会議の設置

いじめの未然防止、早期発見、適切にいじめに対処することができるよう、学校いじめ防止等対策会議(以下「対策会議」)を常設する。

構成員は、校長・教頭・教務主任・児童指導主任のほか、実情に応じて学校長が決定する。また、必要に応じて、SC(スクールカウンセラー)やSSW(スクールソーシャルワーカー)、教員・警察官経験者など外部専門家等を加えて対応できるようにする。

教職員は、いじめを発見したり相談を受けたりした場合には、直ちに学校長に報告する。報告を受けた学校長は、速やかに対策会議を開催し、事実確認等は本組織を主体として行う。なお、急を要し開催する場合などには、学校長の裁量により、構成員がそろわなくとも開催するなど、弾力的な運用を行う。

3 いじめを未然に防止するための取組

学校教育活動全体を通して、児童生徒一人一人に存在感や達成感を与えるとともに、思いやりの心や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性が育つよう、自他の人権を尊重する教育を推進する。

- (1) 教職員の資質の向上を図るための研修を計画的に実施し、適切な初期対応がとれるようにする。
- (2) 児童自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、正面から向き合うことができるよう、道徳科や学級活動等の指導の工夫に努める。
- (3) 各種行事や体験活動等を通して、望ましい集団づくりに努める。
- (4) 児童が情報化社会における正しい判断力や望ましい態度を身に付けるための授業等を計画的に実施する。また、スマートフォンや携帯電話等の適切な使い方やマナーを指導する。

(いじめ、不登校に対する研修会)

(「とちぎの子どもたちへの教え」5つの教え)

3 いじめを早期発見するため取組

児童が相談しやすい環境を整備するとともに、教職員は、児童のわずかな変化を見逃すことのないよう児童理解を深め、日頃より児童との信頼関係の構築に努める。また、家庭、地域との連携を図り、児童の見守り体制を強化する。

- (1) 対策会議を定期的開催し、いじめの未然防止と早期発見につながるよう、指導体制の充実を図る。
- (2) 児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、相談窓口やSC等が行う相談活動について周知を図る。
- (3) 児童への定期的なアンケート調査や教育相談等を実施する。アンケート実施後速やかに教育相談を実施し、実効性の高いものとする。
- (4) 日々の観察による気づきやノート、日記等を有効に活用し、いじめの早期発見に努める。
(情報交換や情報の共有)
(事例研修)

4 いじめへの対処

教職員はいじめを発見又は連絡等を受けた場合には、直ちに学校長に報告する。報告を受けた学校長は、速やかに対策会議を立ち上げ、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行う。

学校は、被害児童の安全を確保し、加害児童に対して指導する。

これらの対応について、全教職員の共通理解と保護者との連携の下に行うとともに、必要に応じて、市や関係機関等との連携を図る。

また、確認した事実や指導内容、保護者や関係機関等との連携など、一連の対応については記録を残す。

- (1) 対策会議を中心として、事実確認や対応方針の決定を行う。事実確認を行うにあたっては、関係児童、保護者等から話を聴くなどして、可能な限り、客観的な事実関係の把握に努めるとともに、情報や一連の対応について正確に記録する。
- (2) 「いじめの解消」については、いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいる状態であり、かつ、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないなど、本人及びその保護者に対し面談等により確認された場合に、「解消」と判断する。」。

5 家庭や地域、関係機関との連携

PTAとの連携を図り、学校だよりや学年・学級懇談会等を活用するなどして、「いじめ防止」等について家庭への啓発を行う。

児童の見守り体制の整備や関係機関等との適切な連携のあり方について、学校運営協議会等を通して、地域への啓発を行う。

必要に応じてSSW等を活用するなど、市、関係機関、団体等との連携を図る。

警察に相談・通報することが妥当・必要な場合には、相談・通報の上、警察と連携して対応する。

6 重大事態への対処

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月 文部科学省）」により適切に対応する。

(1) 重大事態の定義

ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより、児童が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認

めるとき

ウ 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき

(2) 重大事態の報告

ア 重大事態に該当する事案が発生した場合には、対策会議が事実確認を正確かつ迅速、組織的に行うとともに、直ちに教育委員会に報告する。

(3) 重大事態への対処・調査

ア 学校の重大事態への対処・調査等は、教育委員会の判断、支援・指導による。

7 いじめ問題に取り組むための校内組織及び指導の流れ

(1) 日常の組織的対応・・・別紙1

(2) 緊急時の組織的対応・・・別紙2

配慮事項

- | |
|--|
| <p>① いじめられている子（家族）の心身の立ち直りが中心
いじめている子、学級・校内の他の児童・保護者及び地域の人々についても対策をする。</p> <p>② 児童への指導は担任、学年主任が、（場合によって児童指導主任、校長等も）行う。保護への支援については、校長または教頭が立ち会うこともある。</p> <p>③ 指導は、点や線ではなく、広く目を配り、深く掘り下げて行う。
また、徹底的に指導、再発、潜行の絶無を期し、卒業まで見守る。
(校内の教師の目、他学年児童の目、保護者との連携)</p> |
|--|

8 研修・活動計画

*校務運営会議において、児童に対する情報交換を行う。

研 修 ・ 活 動 内 容	時 期
・学区内危険箇所調査	4月
・第1回学校いじめ防止等対策会議	4月
・いじめ対策についての説明・啓発（保護者）	5月
・第1回事例研修会（配慮児童）	5月
・教育相談アンケート ・いじめアンケート（児童） ・教育相談（全児童対象）	7月
・第2回学校いじめ防止等対策会議	7月
・民生委員・児童委員との懇談会（地域の様子についての情報交換）	7月
・学区内巡回指導	夏季休業中
・情報教育に関する研修会	9月
・第2回事例研修会（いじめ、不登校）	10月
・教育相談アンケート ・いじめアンケート（児童） ・教育相談（全児童対象）	11月
・第3回学校いじめ防止等対策会議	11月
・学区内巡回指導	冬季休業中
・教育相談アンケート ・いじめアンケート（児童） ・教育相談（全児童対象）	2月
・第4回学校いじめ防止等対策会議	2月
・第5回学校いじめ防止等対策会議	3月
・学区内巡回指導	年度末・始休業中